

新旧対照表（抄）

○ 中央区立公衆便所条例（昭和二十八年四月中央区条例第一二十号）

別表（第二条関係）		新		別表（第二条関係）		旧	
名 称	位 置	名 称	位 置	名 称	位 置	名 称	位 置
中央区立新京橋際公衆便所の項から中央区立西河岸橋際公衆便所の項まで（略）		中央区立新京橋際公衆便所の項から中央区立西河岸橋際公衆便所の項まで（略）		中央区立海運橋際公衆便所	東京都中央区日本橋一丁目二十一番	中央区立茅場橋際公衆便所の項から中央区立晴海五丁目ターミナル内公衆便所の項まで（略）	七号先
中央区立茅場橋際公衆便所の項から中央区立晴海五丁目ターミナル内公衆便所の項まで（略）		中央区立茅場橋際公衆便所の項から中央区立晴海五丁目ターミナル内公衆便所の項まで（略）					

附 則

この条例の施行期日は、区規則で定める。